



工業用・農業用、露店等でLPガスをご利用の
高圧ガス・質量販売購入者の皆さまへ

対 象：ガスメーターを介さずにLPガスを使用している者

受付期間：令和8年10月1日(木)～令和8年11月30日(月)

第6回

島根県LPガス価格高騰 緊急支援給付金申請要領

第1版（令和8年8月1日）

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業事務局

LPガス価格高騰緊急対策事業 事務センター

〒690-0887

島根県松江市殿町111 松江センチュリービル3F 310

TEL：0852-67-3521

（受付時間：9:00～17:00／土日祝を除く）

FAX：0852-67-3522

Email：shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp

HP：https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp

この給付金の業務の一部は、株式会社山陰中央新報社に委託しています。
申請に係る情報につきましては、本事業の目的以外には使用しません。

目 次

I. 島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金について

1. 目的	1
2. 実施主体	1
3. 本事業の対象者	1
4. 給付金支給額	2
5. 給付金支給までの流れ	3
6. 申請受付期間	6
7. 給付金受給の留意事項	6
8. 相談・お問い合わせ、申請先	6
申請書類の様式	7
給付金申請書類 チェックシート	14
II. Q & A	15
III. 給付金事業における公的施設取り扱い	17

I. 島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金について

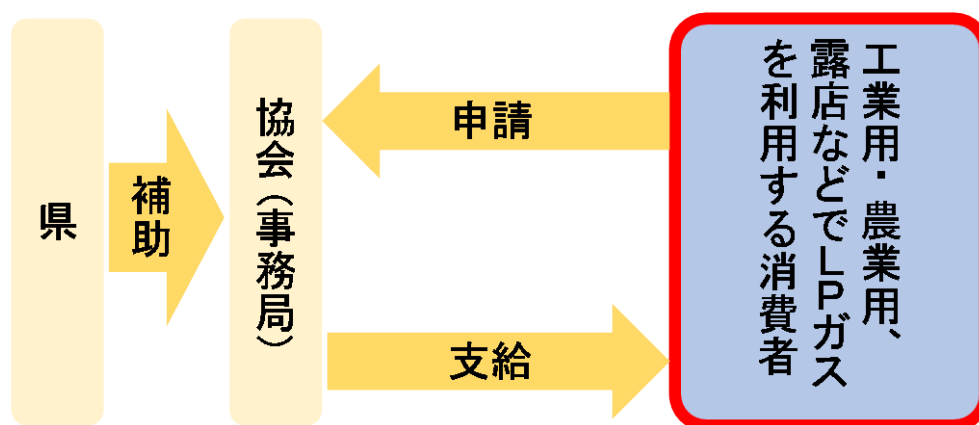
1. 目的

島根県内 LP ガスを使用する消費者の内、工業・農業用、露店などで使用している者に対して、LP ガス使用量に応じた給付金を支給することで、LP ガス価格高騰の影響緩和を図ることを目的としています。

2. 実施主体

島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金は、島根県と一般社団法人島根県 LP ガス協会（以下「協会」という。）が「間接補助金交付事業（以下「本事業」という。）」として実施します。

○給付金支給までの流れ（イメージ）



3. 本事業の対象者

本事業の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす、法人又は個人です。

- (1) 島根県内において、工業・農業用、露店などでLP ガスを使用しており、対象期間（令和8年7月～9月）に、購入した実績がある方が対象です。

- ※ 高圧ガス保安法、液石法（質量販売）の適用を受ける消費者が対象です。
- ※ ブタンガスを含みます。
- ※ 毎月の初日から月末までの日をひと月分とします。
（7月分の例：7/1～7/31の間）
- ※ 給付金の申請は、法人・個人単位で行ってください。
- ※ タンクやボンベにLPガスを充填した時点で請求される場合はその購入量、タンク等にメーターをつけて使用量で請求される場合はその使用量を購入量とします。
- ※ 詳細はQ&Aを参照してください。

- (2) 申請時点で島根県内に居住又は事業所を有すること。
- (3) 国・県・市町村および国・県・市町村から委託または補助等でLP ガス料金が補

填される施設の管理者でないこと。（公的施設の取り扱いについては、「Ⅲ. 給付金事業における公的施設の取り扱い」をご参照ください。

- (4) その他補助金等により LP ガス料金に対する支援（補助率等は問わない）を受けていないこと。
- (5) 島根県税の滞納がないこと。
- (6) 申請事業者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること。
- (7) 社会通念上、給付金交付を受けることが相応しくない者※でないこと。
 - ※1 提出書類に虚偽の記載がある者
 - ※2 申請要領に違反または著しく逸脱した行為をする者
 - ※3 不正行為をする者
- (8) 申請内容に不備や誤りがあった場合、事務センターで申請内容を修正することがあります。また、事務センターから申請書類の不備対応をお願いした際、期限内に返答・追加資料のご提出がない場合は、申請を取り下げられたものとして取り扱いさせていただきますので、ご了承ください。

4. 給付金支給額【上限額 600,000 円/月】

- (1) 給付金の支給額は、対象期間（令和 8 年 7 月から 9 月）の月毎に次の式から求められたいずれかの金額となります。

① 購入量が 0 m³/月超かつ 25 m³/月以下の月

500 円/月

- 例① : 令和 8 年 7 月の購入量が 10 m³の場合 ➤ 500 円
- 例② : 令和 8 年 7 月は購入していない場合 ➤ 0 円

② 購入量が 25 m³/月を超えている月

購入量 (m³) × 20 円/m³

- 例① : 令和 8 年 7 月の購入量が 2,000 m³の場合
 - 2,000 m³ × 20 円/m³ = 40,000 円
- 例② : 令和 8 年 7 月の購入量が 70,000 m³の場合
 - 70,000 m³ × 20 円/m³ = 1,400,000 円
 - 上限額を超えているため給付金額は「600,000 円」

- (2) 島根県内で消費することを目的として購入した LP ガスが対象です。タンクやボンベに LP ガスを充填した時点で請求される場合はその購入量、タンク等にメータ

ーをつけて使用量で請求される場合はその使用量を購入量とします。

- (3) 購入後にLPガスを返品するなどして返金を受ける場合は、返金を受けた分を差し引いた使用量部分が給付金の対象となります。なお、給付金支給後、返品するなどして返金を受けた場合は、給付金返還の対象となりますので、至急「LPガス価格高騰緊急対策事業事務センター（以下「事務センター」と言います。）」までご連絡ください。

（事務センター電話番号：0852-67-3521）

【ご注意ください。】

給付金の申請は、法人・個人単位で行ってください。

支店・営業所単位で申請することは出来ません。また、複数のガスメーターを契約している場合、全てのガスメーターの使用量を合算して申請してください。

5. 給付金支給までの流れ

(1) 事前準備書類

① 対象期間のLPガス購入実績証拠書類

対象期間（令和8年7月から9月）の間にガスボンベやタンク等でLPガスを購入した実績が分かる書類（検針票、領収書、請求書等）を用意してください。

なお、購入実績が分かる書類を紛失した場合は、ご契約のガス販売店へご相談ください。

② 通帳の写し（表紙および表紙の裏面）

口座情報として、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（漢字・カナ）を確認しますので、通帳の写しは表紙だけでなく表紙の裏面部分も準備してください。

③ 換算表のダウンロード・記入（質量（kg単位）で購入している場合）

LPガスを体積（ m^3 単位）でなく質量（kg単位）で購入している場合は、事務局HP「島根県LPガス価格高騰緊急対策事業」にアクセスして、HP内の（ガスボンベやタンク等をご利用の方）「オンライン申請が難しい方はコチラ」から「（様式第1号別紙1）換算表（プロパンガス用）」又は「（様式第1号別紙2）換算表（ブタンガス用）」をダウンロード後、必要事項を記入してください。

（事務局HP：<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>）

④ LPガスを体積（ m^3 単位）でなく質量（kg単位）で購入している場合、プロパンガスは $1\text{ kg} \Rightarrow 0.482\text{ m}^3$ 、ブタンガスは $1\text{ kg} \Rightarrow 0.355\text{ m}^3$ に換算し申請していただきます。（小数点第二位を四捨五入切捨て）

(2) 実績報告書兼交付申請書の提出（様式第1号）

受付期間：令和8年10月1日（木）～11月30日（月）

オンライン申請の場合

- ① 事務局 HP「島根県 LP ガス価格高騰緊急対策事業」にアクセスしてください。
(URL : <https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>)
- ② 上記①の HP 内の（ガスボンベやタンク等をご利用の方）「オンライン申請はコチラ」から入力画面に移り、購入実績等の必要事項を入力してください。
【ご注意】
入力の途中で内容の一時保存はできません。事前に HP 内の（ガスボンベやタンク等をご利用の方）「オンライン申請が難しい方はこちら」から「（様式第1号）（高圧ガス・質量販売購入者用）第6回 LP ガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書」をダウンロードしていただき、入力内容の確認や下書きの準備等のご対応をお願いします。
- ③ 準備いただいた「対象期間のLPガス購入実績証拠書類」と「通帳の写し」を PDF 等データファイルに変換・添付し、申請してください。
なお、LPガスを質量（kg単位）で購入している場合は、様式第1号別紙1又は別紙2の「換算表」も添付してください。

オンライン申請が難しいため郵送により申請する場合

- ① 事務局 HP「島根県 LP ガス価格高騰緊急対策事業」にアクセスしてください。
(URL : <https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>)
- ② 上記①HP 内の（ガスボンベやタンク等をご利用の方）「オンライン申請が難しい方はこちら」から「（様式第1号）（高圧ガス・質量販売購入者用）第6回 LP ガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書」をダウンロードしていただき、購入実績等の必要事項を記入してください。
なお、インターネットにより申請書類の入手が困難な場合は「事務センター」に連絡の上、申請書を入手してください。
＜事務センター電話番号：0852-67-3521＞
- ③ 準備いただいた「対象期間のLPガス購入実績証拠書類」と「通帳の写し」を上記②の書類に添付し、郵送により申請してください。
なお、LPガスを質量（kg単位）で購入している場合は、様式第1号別紙1又は別紙2の「換算表」も添付してください。
- ④ 申請書の提出にあたっては、【給付金申請書類 チェックシート】により、記載漏れ、書類の添付漏れがないか確認の上、申請してください。
なお、【給付金申請書類 チェックシート】は、原則、申請書、添付書類と一緒に事務センターまでお送りください。

※ 【給付金申請書類 チェックシート】は、「(様式第1号)(大量消費者用)第6回LPガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書」と一緒にダウンロードできます。

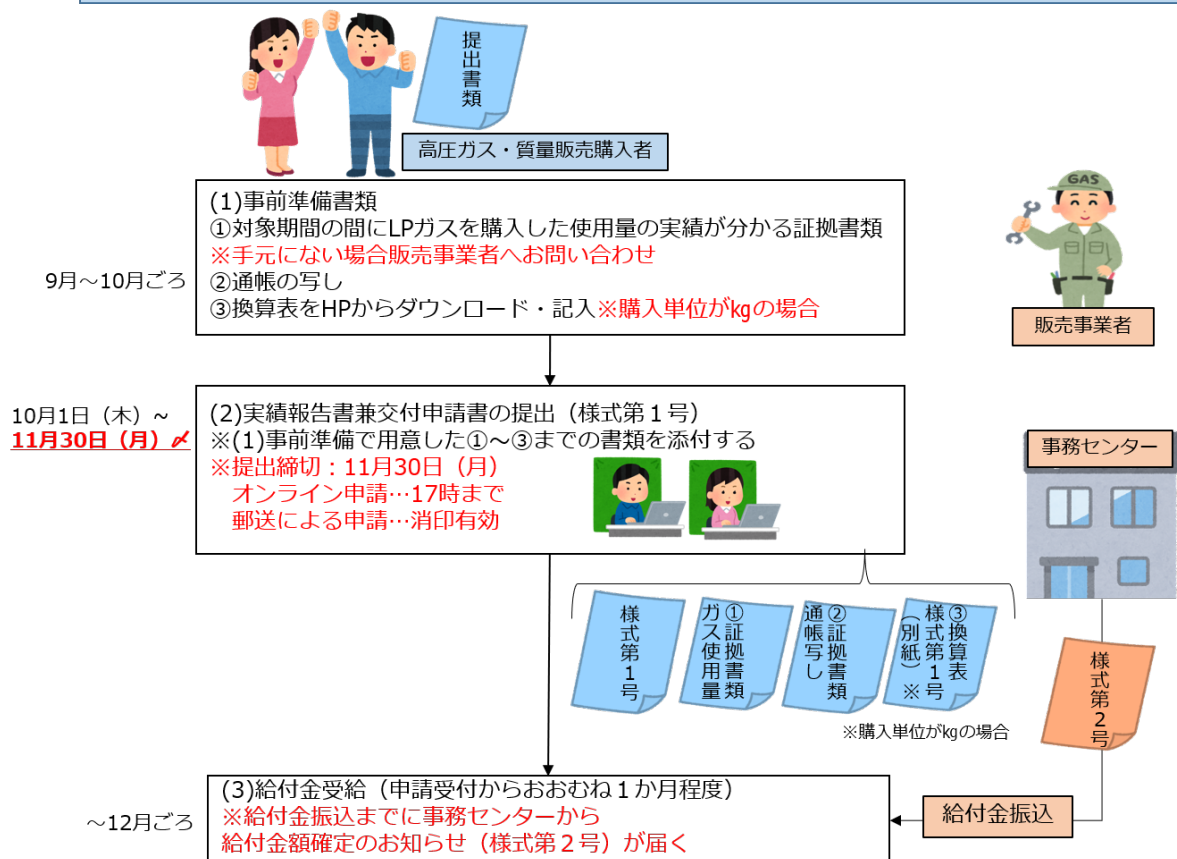
(3) 給付金受給

「(様式第2号)(高圧ガス・質量販売購入者用)第6回島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金額の確定通知書」にて、給付金額確定のお知らせをします。その後、給付金実績報告書兼申請書に記載された口座へ給付金を振込みます。

※1 申請書受付から給付金支給まで概ね1ヵ月程度を予定しています。

※2 「LPガス」の名義で振り込みます。

高圧ガス・質量販売購入者の給付金受給までの流れ (イメージ)



6. 申請受付期間

令和8年10月1日(木)～11月30日(月)

➤ オンライン申請・・・令和8年11月30日(月) 17時まで

➤ 郵送による申請・・・ 令和 8 年 11 月 30 日（月）消印有効

7. 給付金受給の留意事項

(1) 使用実績、使用場所の確認

使用実績等について、事務センターから販売事業者を確認することがあります。
また、使用場所の現地確認を行う場合があります。

(2) 関係書類の保管

本事業の関係書類は、給付金支給後5年間保存してください。

(3) 虚偽や法令違反が判明した場合

本事業は「補助金適正化法」に基づき実施されます。もし給付金の不正受給が行われた場合には、交付決定の取消・返還命令、不正内容の公表等や、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、申請書類や実績報告書類の記載内容に虚偽がある場合や法令違反が明らか場合は、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消、交付済み給付金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性がありますので、事実と異なる記載内容とならないようご注意ください。

8. 相談・お問い合わせ、申請先 ※令和 8 年 10 月 1 日（木）開設予定

LP ガス価格高騰緊急対策事業 事務センター

〒690-0887

島根県松江市殿町 111 松江センチュリービル 3F 310

TEL：0852-67-3521

（受付時間：9:00～17:00／土日祝を除く）

FAX：0852-67-3522

Email：shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp

HP：<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>



ホームページ

QR コード